

公の施設の点検結果票

点検実施

令和5年8月

1 施設の概要

① 施設名称	岡山市灘崎文化センター		
② 施設種別	文教施設 [小分類] 文化会館等		
③ 担当課名	区政推進課		
④ 開設年月日	平成6年12月1日		
⑤ 所在地	岡山市南区片岡186番地		
⑥ 施設規模	敷地面積(m ²)	4,050m ²	
	構造/延床面積(m ²)	鉄筋C造一部鉄骨造(2階建一部3階建)/3,180m ²	
	建設費(単位:千円)	1,744,262千円(別途 用地取得費 42,104千円)	
	施設内容	地域文化の創造と交流、生涯学習の中核的施設として、文化祭等の地域行事をはじめ各種団体集会、音楽コンサートや講演会、また、教育・生涯学習等の全県的な行事に至るまで幅広く利用されている。 施設内には、①大ホール(635人収容・電動格納式客席)、②小ホール(80人収容)、③研修室(22人・32人・54人収容の3室)を備え、また、灘崎図書館(4万冊蔵書)や灘崎歴史文化資料館も併設された市南部の複合的文化施設としての役割を担っている。	

2 施設の設置目的と達成状況

① 根拠法令	なし [法令名] 第 条
② 設置条例	[条例名] 岡山市灘崎文化センター条例
③ 条例に規定された設置目的	地域住民の文化及び教養の向上並びに生涯学習の推進を図るため
④ 施設で実現すべき市民ニーズ・事業	地域住民の文化及び教養の向上並びに生涯学習の推進を図るための施設として、利用者の負担を軽減する施設の充実と運営が望まれている。
⑤ 設置目的等の達成状況	「スタインウェイピアノを弾く」や「歴史教室」等の自主事業を実施している。また、地区住民との交流を目的に5館(灘崎公民館・ウェルポート灘崎・灘崎図書館・灘崎町総合公園・灘崎文化センター)で施設利用連絡会議を月1回行っている。利用団体数は年々増加している。

3 施設の管理運営形態と利用状態

① 現在の管理運営形態	指定管理者(公募)			
② 開館日	月曜日・年末年始(12/28~1/4)を除く日			
③ 開館時間	9:00~17:00			
④ 利用状況	利用状況指標	利用者数		
	令和2年度	26,948人		
	令和3年度	33,262人		
	令和4年度	47,980人		
⑤ 主な利用者	市民(団体含)			
⑥ 修繕見込み等(ライフサイクルコスト)	・特定天井対応大規模改修(時期未定)			

4-1 管理運営に係る収支【岡山市】

(単位:千円)

区分		令和5年度 〔予算〕	令和4年度 〔決算〕	令和3年度 〔決算〕	平均	
収入	施設使用料					
	行政財産目的外使用料	26	26	26	26	
	手数料					
	その他(雑入等)					
収入合計		26	26	26	26	
支出	委託経費	管理運営委託料				
		指定管理料	19,000	19,000	19,000	19,000
		補助金等			250	250
	小計		19,000	19,000	19,250	19,250
	直接経費	維持管理費	6,000	6,434	1,056	4,497
		光熱水費				
		小計	6,000	6,434	1,056	4,497
	支出合計		25,000	25,434	20,306	23,747
収支差額		-24,974	-25,408	-20,280	-23,721	

4-2 管理運営に係る収支【指定管理者】

(単位:千円)

区分		令和5年度 〔予算〕	令和4年度 〔決算〕	令和3年度 〔決算〕	平均
収入	利用料金	7,700	8,019	6,359	7,359
	指定管理料	19,000	19,000	19,000	19,000
	補助金等				
	自主事業収入からの繰入金	120	392	352	288
	その他(雑入等)				
収入合計		26,820	27,411	25,711	26,647
支出	管理運営費	25,913	26,978	23,007	25,299
	事業費	0	135	238	124
	その他				
支出合計		25,913	27,113	23,245	25,424
収支差額		907	298	2,466	1,224

5 建物に関する調査結果

耐震化	耐震診断	予定なし
	耐震工事	不要
	未了の場合の工事予定時期	
劣化度調査・ 建築基準法第12 条点検	実施状況	12条点検
	指摘の有無	指摘なし
	指摘がある場合の 主な内容	

6 今後の方針

		必要性あり
① 施設必要性の有無及びその理由		近隣に公民館・ウェルポート灘崎等の施設が集約しており、共同で運用することにより集客や広報などの相乗効果が期待できる。
② 必要性ありの施設の管理運営方法及びその理由		指定管理者 専門のノウハウを持つ民間事業者が多数あり、競争によるサービス向上と指定管理料の抑制が期待できるため。
③ 指定管理者とする場合の選定方法		公募
非公募の場合	非公募とする理由	
	根拠規定	
	指定管理者の候補者名	
④ 指定管理期間 (直営の場合は次期点検までの期間)		令和7年4月1日～令和12年3月31日 (指定管理期間：5年)